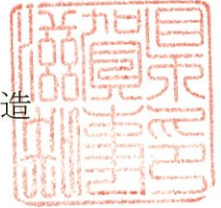


滋 自 第 3 2 5 号  
令和5年(2023年)11月20日

滋賀県環境審議会  
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖国定公園に関する公園事業の変更について(諮問)

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定に基づき決定した  
下記事業について、その内容を変更したいため、貴審議会の意見を伺います。

記

琵琶湖国定公園に関する公園事業の変更  
伊吹山自然再生事業(自然再生施設)